0.03239

$I_{令3}$　ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.03985

イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04612

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成14年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{14} ＝ 1.000

K_{15} ＝ 3.167

K_{16} ＝ 1.667

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　6.500

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　6.333

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　6.333

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　14.000

α　当該市町村の財政力指数（当該市町村に係る基準財政収入額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）を基準財政需要額（錯誤に係る額として加減した額を除く。）で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算して得たものを３で除して得た数値（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の４月１日以前３年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に別表第３の9Aに定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じ

0.03239

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分（平成14年度から平成19年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

K_{14} ＝ 1.000

K_{15} ＝ 3.167

K_{16} ＝ 1.667

K_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　6.500

イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

K_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　6.333

イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　14.000

K_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　6.333

イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　14.000

α　第２号算式の符号αに同じ。